北海道水産業・漁村振興条例 の点検に係る参考資料

### 資源の適切な管理等) (水産)

- 道は、水産資源の適切な管理を図るため、水産資源の評価に基づく 計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国 との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。 第8条
- 2 道は、水産資源の秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の 構築、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 主な施策課題と取組状況】

# (漁業者による資源管理の取組の促進)

○資源水準が悪化した道北系群ホッケについて、関係する沿岸・沖合漁業者が協調し、平成 24年秋から自主的に漁獲努力量(操業期間等)を削減した結果、近年は回復の兆しを見せて

# (海洋環境の変化等で増加傾向にある資源の利用促進)

○近年、資源が増加しているイワシなどの有効活用を図るため、試験操業など操業体制づく

### (適切な資源管理の推進)

- TAC協定 〇スケトウダラなどTAC角種の漁獲量を管理するための道計画策定及び漁獲管理、 の運用などを実施。
  - ○道が策定した「北海道資源管理指針」に即し関係漁業者が作成・実施する「資源管理計 画」等による資源の合理的な利用と適切な管理を促進。
- 「資源管理 マニュアル」として取りまとめ、漁協や漁業者等へ周知するなど、資源管理を促進。 〇ホッケやマガレイなど主要24魚種(延べ47海域)の資源評価や管理方策を、

34%

低水準

H30

H29

H28

H27

H26

H25

H24

H23

H22

H21

30%

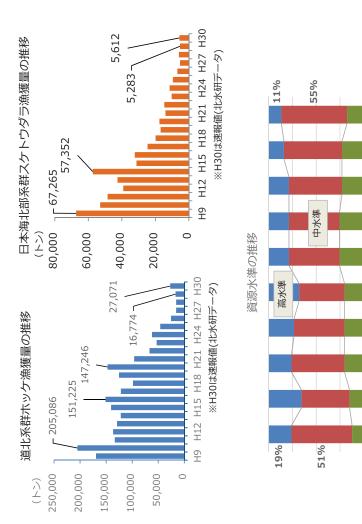
# (密漁取締体制の強化と漁業秩序の維持)

○毛ガニ等の密漁や高価なナマコを狙った悪質で組織的な密漁が増加傾向にあることから、 取締船を配備し取締を強化。

# (遊漁者の漁業や資源管理に対する理解の促進)

- ○遊漁における禁止事項などをまとめた小冊子「フィッシングルール 」を活用した啓発・指 導を実施。
- ○サケ・マスの資源保護と秩序ある漁場利用を目的に、船釣りライセンス制を実施。

### [情勢変化等]



### ■密漁事犯件数の推移

|     | ω    | 0             |
|-----|------|---------------|
| H29 | 33   | 329           |
| H28 | 39   | 320           |
| H27 | 47   | 284           |
| H26 | 39   | 221           |
| H25 | 49   | 252           |
| H24 | 26   | 320           |
| H23 | 54   | 238           |
| H22 | 39   | 242           |
| H21 | 71   | 260           |
| H20 | 103  | 268           |
| _   | 内水面  | 海 面           |
| 区分  | 株物表與 | VX I I D CAIR |
|     |      |               |

#### 点検】

#### (必要性)

水産資源は、自然の力による再生産が可能だが、許容限度を超えた漁獲を行った場合には枯渇する恐れがあるという特性を踏まえ、水産資源を望ましい水準に維持させ るため、採捕の制限など適切かつ計画的な資源管理や、漁業取締など秩序ある資源利 用を進める必要がある。

#### (効果)

水産資源の適切な管理等により、本道周辺域の主要角種の資源水準は、スケトウダ

総じて安定した水準で推移しており、資源の持続的な利用が ラやホッケなどを除き、 進んでいる。

資源管理と水産業の成長産業化を目的とした国の水産政策の一環として、平成30年12月に漁業法やTAC法が改正され、資源管理の重要性が一層高まっていることから、 継続して海域毎の資源管理に取り組んでいくことが必要である。

#### $\sim$

### (栽培漁業の推進)

【情勢変化等】

(万尾)

4,000 3,000 2.000

90

増殖場及び養殖場の整備及び開 種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負 ĝ 発、種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利 担等利用に係る体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとす 道は、栽培漁業の推進を図るため、 第9条

## 主な施策課題と取組状況】

[秋サケやホタデガイ、コンブの生産回復と安定化]

○サケ・マスふ化放流計画の策定など増殖事業の統括管理や民間ふ化放流事業の技術指導の ほか、近年来遊が減少している秋サケの要因分析と対策の検討を行うための協議会を設置 し、放流時期の見直し等の対策を検討。

■ オホーツク ■ えりも以東

- 噴火湾海域で ○オホーツク海海域での波浪に強いホタテガイの漁場づくりを推進するほか、 のホタテガイの生産回復・安定化の検討に必要な調査を実施。
- ゴンブの生産回復対策として、系統・行政・研究機関などで構成された減産対策会議で課題の共有・検討を行ったほか、投石等による新たなコンブ漁場を造成。

# (海域特性に応じた栽培漁業の推進)

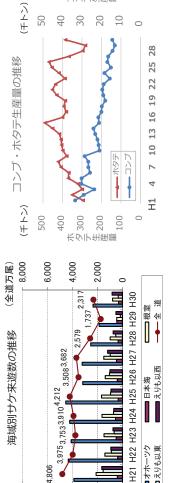
- ○栽培漁業基本計画に基づき、計画的に種苗生産・放流や技術開発を実施。
- ○ヒラメ、マツカワや日本海南部ニシンなどの種苗放流事業への支援のほか、基礎的調査や 種苗放流による効果調査等を実施。

## (二枚貝など新たな養殖業の展開)

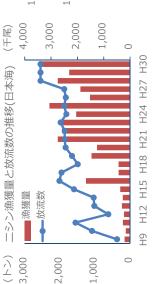
- ○漁業生産が低迷している日本海地域において、養殖業と他漁業を組み合わせた複合的な漁 業モデルを創出。
- 本道の海域特性に合った養殖業の新たな展開に向けて、アサリやイワガキ、ムールガイな どの新たな養殖技術の開発を推進。

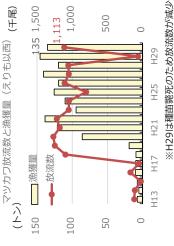
# 、水産環境整備による海域の生産力向上)

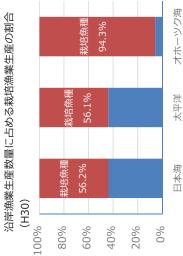
- 新たな藻場造成技術を活用し、ハタハタの産卵やソイ類などの稚魚の育成の場となる藻場 造成を推進。
- 生態系全体の生産力向上を目指し、水産生物の生活史に対応した幼稚仔、成体の保護生育 の場となる増殖場や魚礁の整備を推進。
- 密度管理した未利用ウニの有効活用を図るための短期養殖試験やコンブ種苗を付着した石 材投入による藻場造成技術の導入など、漁業者自らが持続的に実施可能な手法を検討。

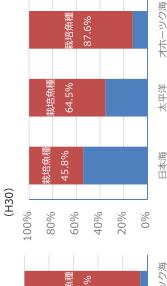


コンブ生産量









沿岸漁業生産金額に占める栽培漁業生産の割合

#### 点検】

#### 心要性

産・放流や水産生物の生活史に対応した増殖場や角礁などの整備を進め、生産力の底 来遊が不安定な回遊性魚種に比べ安定 適切な資源管理とあわせて、種苗生 漁業経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、 した生産につながる栽培漁業を推進するため、 上げを図る必要がある。

#### (効果)

秋サケ、ホタテガイ、コンブなどの栽培漁業生産の割合が数量金額とも全道の漁業 生産の約半数を占めるなど、着実に進展しており、水産資源の維持・増大と漁業経営 の安定を図る上で栽培漁業が重要な役割を果たしている。

太平洋、オホーツク海という特性の異なる三つの海に囲まれていることか ら、地域実情や海域特性に応じた栽培漁業の推進、種苗生産技術や生産経費の低減に 日本海、

コンブといった 向けた技術開発等を進める必要がある。 また、近年、環境変化の影響等を受けている秋サケ、ホタテガイ、 主力魚種の生産安定に継続して取り組んでいくことが必要である

# (担い手の育成及び確保等)

第10条 道は、水産業の担い手の育成及び確保を図るため、水産業者の漁業 又は加工の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする 者の受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

道は、女性及び高齢者の水産業への従事及び水産業に関連する活動の促 進を図るため、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (主な施策課題と取組状況)

(漁業技術や知識の習得に関する研修の充実)

○漁業研修所による総合研修のほか、U・Iターン等を対象とした入門研修など、 係者のニーズを踏まえた研修を実施

# (新規就業者の確保と育成の促進)

- ○北海道漁業就業支援協議会と漁業就業支援フェアを共催してマッチングを促進
- ○農林水産部局が連携し、高校生を対象とした出前事業や首都圏での一次産業の就業 に係る情報発信、漁村地域での漁業体験などを実施

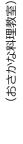
# (高齢者や女性に優しい就労環境の整備)

○防波堤や岸壁等への防風・防雪施設や作業負担の少ないコンブやフノリ等を対象と した増殖施設など、高齢者や女性に配慮した就労環境の整備を促進

# (漁村地域におけるグループ活動の促進)

- ○漁業士などが行う水産教室や料理教室などの取組に支援
- ○水産部局の女性職員を中心とした浜の女性応援隊(通称:ハマドンナ)を組織し、 漁村の女性による加工・販売等の取組を応援







#### (必要性)

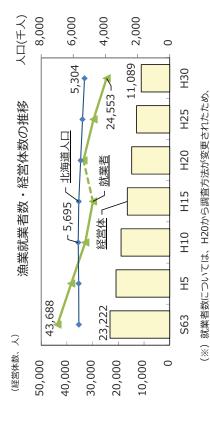
[点検]

専門的な技能等が必要であることから、技術や経営管理能力の向上など、次代を担う新たな就業者の育成を図るほか、女性や高齢者の有する優れた能力を発揮させるため の環境整備が必要である。 漁業就業者の確保は水産業・漁村の持続的な発展に不可欠である。また、漁業には

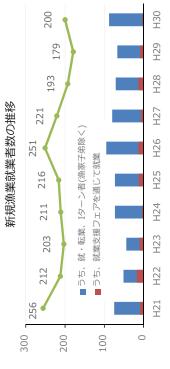
#### (効果)

新規就業者と受入側のマッチングや受入環境の整備促進などにより、毎年200人程

### 【情勢変化等】



# 過去との単純比較はできない



# ○漁業研修所による研修人数の推移

| 区分           | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総合研修(総合)     | 30  | 43  | 38  | 35  | 42  | 39  | 47  | 45  | 34  | 38  |
| 総合研修(基礎)     | 4   | 9   | 3   | С   | 33  | 0   | 2   | 0   | 2   | 3   |
| 漁業就業促進研修     | 146 | 114 | 114 | 87  | 112 | 122 | 147 | 92  | 92  | 29  |
| つくり育てる漁業技術研修 | 54  | 121 | 34  | 32  | 38  | 35  | 36  | 22  | 36  | 19  |
| 合計           | 234 | 284 | 189 | 157 | 195 | 196 | 232 | 159 | 164 | 127 |

また、青年部や女性部、漁業士などに対し研修会や 交流大会を開催し、漁村のリーダーの育成を進めている。 度の新規就業者を確保している。

#### (課題)

漁業就業者数は減少傾向にあり、また、就業しても離職してしまう人もいることから、地域の実態に即した新規就業者の受入と定着に向けた体制整備に取り組む必要が

(安定的な水産業経営の育成)

自11条 道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、資本装備の高度化、 事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産 加工業の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (主な施策課題と取組状況)

(漁業経営における収益性の向上)

○「浜の活力再生プラン」「浜の活力再生広域プラン」の策定支援を行い、漁船リースや省力・省コスト機器の導入、生産体制の効率化等による経費縮減の取組を促進

#### (漁業経営の安定)

- ○適切な資源管理と漁業経営の安定を図るため、資源管理・収入安定対策の加入を推進する とともに、燃油価格高騰に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業の活用を促進
- ○安定した経営体の育成を図るため、漁業制度資金や信用保証制度の活用などによる支援を = た。
- ○日本海地域において、養殖の拡大や他漁業との組み合わせ等による新たな生産体制づくり を推進

# (協同組合組織の経営の安定)

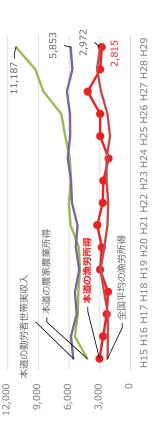
第12条 道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化、合併等再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 【主な施策課題と取組状況】

(漁業協同組合等の組織体制や事業の充実・強化)

- ○水産業協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業基盤の強化を促進
- ○関係機関と連携し、経営不振漁協の財務改善計画の策定指導や進行管理を実施

# (千円) 漁船漁家漁労所得の状況



# ■資源管理・漁業経営安定対策の取組状況

# ・漁業種類ごとの資源管理計画の策定状況

| 漁業種類         | 計画数(件) | 参加漁協数 | 参加者数(統・隻) |
|--------------|--------|-------|-----------|
| さけ定置網漁業(春・秋) | 86     | 29    | 698       |
| こんぶ漁業        | 31     | 31    | 5,473     |
| ほたてがい桁網漁業    | 19     | 19    | 246       |
| その他漁業        | 223    | 26    | 3,202     |
| 별            | 371    | 71    | 062'6     |

#### (H31.3末現在)

・当該対策に加入している漁場改善計画の状況等

| 漁業種類   | 計画数(件) | 参加漁協数 | 参加者数(統・隻) |
|--------|--------|-------|-----------|
| ほたて貝養殖 |        |       |           |
| こんぶ養殖  | 16     | 21    | 1,505     |
| うに養殖   |        |       |           |
|        |        |       |           |

#### (H31.3末現在)

## ■繰越欠損金保有漁協の推移

| _  |       |   |   |
|----|-------|---|---|
| 11 | <br>6 | 6 | 6 |

#### [点検]

(必要性)

水産業は資源動向、水産物の需要や価格の変動、海洋環境や国際漁業情勢の変化など、個々の漁業者等では解決できない課題が多く、経営改善や経営基盤の強化に向けた取組など安定的な水産業経営の育成が必要である。

また、協同組合組織は、販売事業や信用事業などの経済事業のほか、水産資源の維持・増大、水域環境の保全など、多岐にわたる役割を担う地域にとって重要な組織であり、その経営安定は、水産業の安定的な発展に不可欠である。

#### (効果)

、※※※※ 資源管理・収入安定対策や、燃油価格高騰に対する漁業経営セーフティネット構築 事業の活用などにより、適切な資源管理と漁業経営の安定が促進された。

#### (課題)

深透 海洋環境の変化や一部資源の悪化等により漁業生産が低下していることから、効率 な経営のためには更なる経営改善や資源管理の取組が必要である。

的な経営のためには更なる経営改善や資源管理の取組が必要である。 また、不漁時等の収入減少に対する支援など、経営安定対策を継続することが必要 4

# (安全かつ良質な水産物の安定的な供給)

第13条 道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 主な施策課題と取組状況】

(道産水産物の安全・安心の確保)

- ○ホタテガイ等二枚貝について、全道20海域における貝毒検査及び貝毒原因プランクトンのモニタリング、貝毒発生時の出荷規制を実施
- ○福島第一原発事故による本道水産物への影響を監視するため、定期的に海水及び水産物の放射性物質の検査を実施し、検査結果をウェブサイトなどを通じて広く公表

【良質な水産物の安定的な供給体制づくり】

- ○水産物の水揚げ拠点である漁港において、屋根付き岸壁や清浄海水導入施設等の整備を推 進。
- ○鮮度保持施設の整備や水産加工場のHACCP取得促進によって品質保持や衛生管理の高度化 を推進。

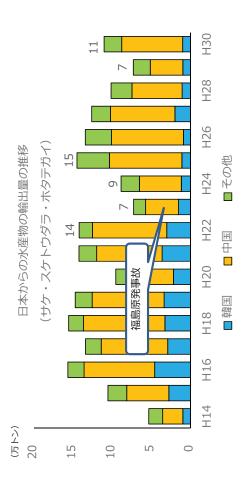
# ○衛生管理型漁港整備状況(H31.3)

|      |    |    |    |    |    | H  | V  |    | ľ   | b  |    |       |     |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-------|-----|
| 合計   | 7  | 2  | 0  | 3  | 3  | 6  | 2  | 3  | 1   | 4  | 2  | 6     | 48  |
| 整備予定 |    |    |    |    |    |    |    |    |     | 1  |    |       | l . |
| 整備中  | 9  |    |    | 3  |    | 3  | 2  | 1  | 1   | 3  | 4  | 3     | 26  |
| 整備済み | 1  | 2  |    |    | ε  | 9  |    | 7  |     |    | 1  | 9     | 21  |
|      | 宗谷 | 留萌 | 石狩 | 後志 | 檜山 | 渡島 | 胆振 | 日高 | - 一 | 釧路 | 根室 | オホーツク | 中計  |



衛生管理型漁港(屋根付岸壁)

### [情勢変化等]



# ○水産物モニタリング実施結果(平成30年度)

| 区分                  | 魚種(検体数)  |
|---------------------|--|
|                     | シロサケ (時鮭)、カラフトマス、スルメイカ、サンマ、ブリ、                               |
| 広域回遊性角種             | ツロサケ (秋鮭)、 マイレツ  |
|                     | 〇魚種数:7魚種 〇梭体数:93検体   |
|                     | スケトウダラ、マダラ、カレイ類、ホッケ、カジカ類、                                    |
| 3/引季 4 辞            | アイナメ類、ハタハタ、ニシン、ソイ類、キチジ (キンキ) 、シシャモ、                          |
| 70/年11生用性           | エイ類、サクラマス、トクビレ、ゲンゲ、タコ、ケガニ、エビ類                                |
|                     | ○魚種数:18種 ○検体数:275検体  |
|                     | ホタテガイ、ウバガイ(ホッキガイ)、カキ、アサリ、ツブ類、ウニ、                             |
| 定着性魚種               | ナマコ、コンブ  |
|                     | 〇魚種数:8魚種 〇検体数:99棒体   |
| 合計                  | ○魚種数:33魚種 ○検体数:467検体   |
| ++ 6+14+14+14-14-13 | + h d + l/l/ l/l/l/l/l - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - |

・放射性物質は、不検出または基準値(100ベクレル/kg)を大幅に下回る値。

#### [点検]

#### (必要性)

安全で良質な水産物を安定的に供給していくことは、食料供給産業としての水産業の果たすべき役割であり、複雑・多岐にわたる水産物の流通において、品質や衛生管理の高度化などに取り組む必要がある。

#### (効果)

本道水産業は、全国の約5分の1の漁業生産を占め、安全な水産物を全国に安定的に供給するなど、国民の健康的で豊かな食生活の実現に大きな役割を果たしている。

#### し言語)

近年、水産物に対する高度な衛生管理のニーズが高まっており、全道243漁港のうち、衛生管理型漁港として48漁港(整備中・予定含む)の整備に取り組んでいるが、漁港の整備促進に加え、鮮度保持施設や加工場など衛生管理の高度化を継続して推進する必要がある。

、また、ボタデガイ等二枚貝の貝毒モニタリング等を継続するほか、衛生管理体制を 強化した流通加工施設の整備などにより、良質な道産水産物の安定した提供と信頼の 確保に努めることが必要である。

# (水産物の競争力の強化)

道は、輸入される水産物等に対する道産の水産物の競争力の強化を 普及宣伝の強化、 流通の効率化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。 図るため、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進、 第14条

## 主な施策課題と取組状況】

# 道産水産物の付加価値向上と販路拡大〕

- ○漁獲が増加傾向にあるイワシやブリ等の資源について、マイワシを利用した料理レシピの 普及や、ブリの料理コンテストを行うとともに、地域が取り組む販売促進活動に支援。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、道産水産物の活用が図 られるよう、北海道の農林水産物をPRするイベントを実施

# (ライフスタイルの変化等に対応した魚食の普及)

角介類の消費が減る中、道産水産物を道内外の学校給食へ供給する取組や、製品開発など

# (輸出拡大に向けた環境づくり)

- ○中国やベトナムなど主要輸出国に対し、関係団体と連携して道産水産物の販売促進活動等 に取り組むほか、欧米で浸透する水産エコラベルの取得に支援。
  - EU向けホタテガイの衛生基準等の遵守指導や生産海域の監視などの公的管理を行うほか HACCP認定取得に対する支援などを実施。

# ■EN-HACCP認定施設数(道内)

#### 22施設



※サケ、マス加工場はホタテ加工場と同一施設で あり、合計数は一致しない

水産エコラベルロゴマーク

(左:MSC認証、右;MEL認証)

### "Jamel!

た施設の整備による国際競争力の強化や、資源の持続的利用に配慮された水産物である ことを証明する水産エコラベルの取得(ホタテガイ漁業 [MSC認証:H25.5]、秋サケ定置網漁業 [MEL認証:H31.2])による輸出拡大など、消費拡大に向けた取組を進め 7173°

多くの水

産物が輸入されているため、これらの輸入水産物に対し、道産水産物の競争力強化を図る必要がある。

近年の世界的な魚食ブームを背景とした食のグローバリルが進行しており、

(必要性)

点検】

また、限られた水産資源をより有効に活用し、収益向上を図るためには、生産物の付

加価値向上やブランド化、輸出拡大など、販路拡大を促進することが必要である。

活締めしたサケ・ブリなど、独自のブランド化の取組により、全国的にも知名度が向

一般の価格の数倍で取引されるものもある。

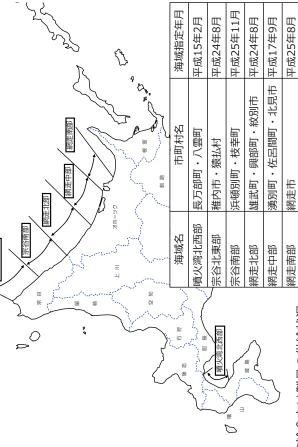
上し、 一 また、

(効果)

国内の水産物の消費は減少傾向にあることから、衛生管理体制を強化した流通拠点の整備やブランド化による高付加価値化のほか、輸出先のニーズへの対応等により、販路

# 【情勢変化等】

首内の対EU輸出ホタアガイ生産海域 (6海域)



# ■学校給食向け製品の供給状況

97万食 13万食

H30

| H21 | 道内学校向け 約54万食                       | 道外学校向け | (億円) 800 600 400 200 000 000 000 000 000 000 000 0 | H17 F   |                      |
|-----|------------------------------------|--------|--|---|----------------------|
| H22 | 食 約63万食                            | 約7万食   |  | H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 | ロホタ                  |
| H23 | 約64万食                              | 約16万食  |  | 20 H21 H  | □ホタテガイ □サケ □ナマコ □その他 |
| H24 | 約80万食                              | 約11万食  | 道内港からの輸出額  | 22 H23 I  | 147                  |
| H25 | 約76万食                              | 約5万食   | 御田製  | 124 H25   | ナマコ                  |
| H26 |                                    | 約4万食   | 689  | H26 H2  | □ その他                |
| H27 | 約68万食   約83万食   約82万食   約90万食   約9 | 約3万食   |  | 7 H28 H   |                      |
| H28 | 約82万食                              | 約2万食   | 624  | 29 H30  |                      |
| H29 | 約90万食                              | 約1万食   |  |   |                      |
| _   | 約9                                 | 從      |  |   |                      |

(課題)

また、漁獲が増加しているイワシやブリなどの消費拡大に継続して取り組む必要があ

拡大に努めることが必要である。

道内の水産加工場によるEU-HACCP認定の取得など輸出先国の規制に対応し

# (水産資源の生育環境の保全及び創造)

行政機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進、 道民、 道は、水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、 林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 業者等、 第15条

## |主な施策課題と取組状況|

## (豊かな海と森づくりの推進)

- ○道、市町村、漁業団体で構成する「北海道水産多面的機能発揮対策協議会」を設置し、漁業者を中心とした藻場・干潟等の保全活動を支援。 ○磯焼け対策連絡会議を開催し、情報交換を行うとともに、密度管理したウニの有効利用や漁
  - 業者自らが実施可能な簡易的な藻場機能回復手法を検討。
- 「北の魚つきの森」における 植樹活動、漁協女性部等による「お魚殖やす植樹活動」を推進 ダムの改良など水産生物の生息環境を守る取組の実施のほか、

## 「水域環境の保全対策の推進」

- ○海岸漂着物地域対策推進事業等を活用し、道自ら流木等の処理を行うとともに、市町村が行 う流木等の処理に対して支援。
  - ○外来魚の駆除やダムの改良など生態系保全のための取組を実施。

### ■海岸漂着物処理状況

| 年度      | H21    | H22     | H23     | H24    | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30   |
|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 金額 (十田) | 30,825 | 124,252 | 216,908 | 63,685 | 340,265 | 366,865 | 152,581 | 260,818 | 183,588 | 143,8 |
|         |        |         |         |        |         |         |         |         |         |       |

※H24まではグリーン・ニューディール基金事業

| ■外米魚裡捅獲状況   | 光光     |   |        |        |        |        |                                       |       |         | (匿) |
|-------------|--------|---|--------|--------|--------|--------|---------------------------------------|-------|---------|-----|
| 魚種名         | H21    | H22 H23 H24 H25   | H23    | H24    | H25    | H26    | H27                                   | H28   | H29     | H30 |
| <b>ルキール</b> | 24,837 | 24,837 20,544 14,683 9,923 13,841 15,667 2,009                  | 14,683 | 9,923  | 13,841 | 15,667 | 2,009                                 |       | 541 254 | 0   |
| ブラウントラウト    | 3,185  | 3,185 1,064   |        | 1,227  | 593    | 1,576  | 337 1,227 593 1,576 1,148 1,101 1,192 | 1,101 | 1,192   | 824 |
| ブラックバス      | ı      | ı   | 1      | ı      | -      | -      | -                                     | 1     | ı       | ı   |
| 丰           | 28,022 | 28,022 21,608 15,020 11,150 14,434 17,243 3,157 1,642 1,446 824 | 15,020 | 11,150 | 14,434 | 17,243 | 3,157                                 | 1,642 | 1,446   | 824 |

※ブラックバスは19年5月駆除完丁

スリットダム



H30

H29

H28

H27

H26

H25

H24

H23

H22

H21まで

809

0

40 80

61

174

治山ダム改良数の推移

(累計基数)

240 200 160 120

うち、既存ダムのスリット化

H30

H28

H26

H24

H22

H20

0

117

植樹本数の推移(累計)

(万本)

150

100

50

漁協女性部による植樹

#### 点検】

#### (必要性)

水産資源は生態系の構成要素として、海洋など自然の水域において生育するものでり、安全な水産物を安定的に生産・供給するためには、良好な生育環境の保全に努 あり、安全な水産物を安定的に生産・供給するためには、 める必要がある。

#### (効果)

魚つきの森の活動支援によって累計本数が100万本を超えた植樹やスリットダムの 着実な整備により、森づくりと併せて水生生物の生息環境保全が図られているほか、

# 駆除対策により外来魚の生息数は減少傾向にある。

日本海側では有用な海藻類が減少する磯焼け現象が進行しており、対策としてウニの適切な密度管理が求められるが、漁業者自らが継続的に実施できる体制づくりが必 要である。

また、水域環境を保全するためには、森づくりや外来魚の駆除など、地道な取組の 継続が必要である。

(環境と調和した水産業の展開)

第16条 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、事業活動に伴う廃棄物の循環的利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 主な施策課題と取組状況】

(トド等の有害生物による漁業被害防止対策の推進)

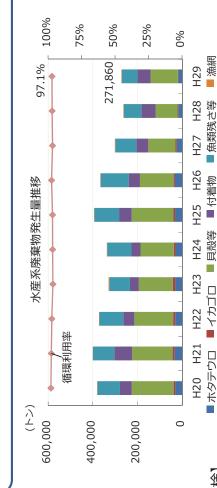
○国のトド管理基本方針に基づき、トドの絶滅回避と漁業被害の軽減を目標とした採捕管理 もまた 開催など、総合的な取組を推進。 ○オットセイについて、国の事業を活用し道総研を主体とした食性等生態把握調査を実施。

○ゼニガタアザラシについて、えりも岬周辺において行われている漁網の改良や個体群管理などに協力するほか、ゴマフアザラシについて、アザラシ管理計画に基づく捕獲を国などと連携して実施。

○ザラボヤ等有害生物の対策として、発生状況や駆除時期に関する情報提供、国費事業を活用した駆除・処理の実施など、漁業被害の軽減を図るための取組を推進

、水産系廃棄物の適正な処理と循環的利用の促進)

○水産系廃棄物の排出状況や循環利用の実態を調査すると共に、土壌改良材や肥料・飼料な どの有効活用を促進



#### (必要性)

近年、日本海地域を中心にトド等海獣類の来遊増加によって漁業経営に重大な影響が生じており、国際的な保護の動きへの配慮と併せて漁業と海獣類の共生を図っていくことが必要である。

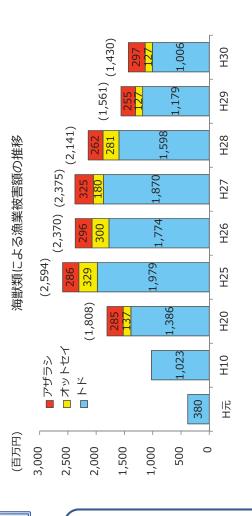
また、漁業活動や水産加工に伴う廃棄物などについて、循環的な利用を進めながら 適正に処理することが必要である。

#### (効果

トドに係る漁業被害の軽減に向けた手法として、小型定置網への強化網の導入を 図っており、被害防止効果が確認されている。

**廃棄物の循環利用として、本道の水産系廃棄物で最も多いホタテガイの貝殻は土木** 

### 【情勢変化等】





上陸しているトド

用資材のほか融雪剤やチョークなど多方面での利用が進んでいるほか、イカゴロやヒトデ・付着物の飼料・肥料への利活用の取組が行なわれている。

#### 【講題】

トド等による漁業被害は平成25年度の約26億円をピークに減少傾向にあるが、依然として漁業経営に深刻な被害を与えていることから、引き続き「トド管理基本方針」に基づき、トドの採捕を進めるほか、強化刺網の実用化など被害防止対策に取り組むことが必要である。

また、外来種であるヨーロッパザラボヤの異常発生による漁業被害が問題となって おり、適時除去の指導など被害防止対策に取り組む必要がある。 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、景観の保全に配慮し 生活環境の整備、災害の防止その他の必要な措置 た水産業の基盤の整備、 を講ずるものとする。 第17条

## 主な施策課題と取組状況】

- 〔安全で安心な漁村地域づくりの推進〕 ○耐震岸壁の整備、漁港施設の機能強化や長寿命化を推進 ○漁船・海洋レジャーの海難事故防止の普及啓発や海難救助における漁業者負担への支 援を実施

[住みやすく働きやすい漁村づくりの推進]

○漁港機能を持続的に発揮するため、施設の長寿命化のための機能保全計画を策定

## (活力のある漁村の構築

第18条 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域 活動の促進、都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施 段等の利用の秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

## | 主な施策課題と取組状況|

(海を生かした特色ある地域づくり)

- ○離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上の取組などを「離島漁業再生支援交付金」 により支援
- ○複数漁港の一体的利用と役割分担による機能発揮を図るため、統合した漁港等を中心 として、静穏域の増養殖利用や水産物直売所の設置など、漁業生産活動の拠点となる 漁港の機能を最大限に活用しながら、地域活性化の取組を推進

(水域の健全な利用)

- ○サケ・マスの資源保護と漁場利用調整を目的に、船釣りライセンス制を実施
- 海面利用のルールなどに ついて漁業者代表や遊漁者代表等が協議する海面利用協議会を開催 ○海面における漁業者と遊漁者等のトラブルを防止するため、
  - ○ブレジャーボート等の漁港使用時における留意事項をパンフレットやホームページに より周知

### (情勢変化等)

# ■海難事故発生及び救難所出動状況

|         | H21   | H22   | H23         | H24   | H25 | H26  | H27 | H28 | H29 |
|---------|-------|-------|-------------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
| 救助船隻数   | 16    | 23    | 15          | 11    | 8   | 7    | 10  | 23  | 11  |
| 救助出動回数  | 37    | 45    | 36          | 35    | 27  | 30   | 25  | 37  | 31  |
| 救難所出動人数 | 1,291 | 1,316 | 1,316 1,709 | 1,687 | 874 | 1045 | 610 | 524 | 646 |

### ■機能保全計画の策定状況

|       | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 0EH |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 策定漁港数 | 6   | 21  | 14  | 29  | 22  | 23  | 49  | 46  | 6   | 8   |
| 累計    | 6   | 30  | 44  | 73  | 98  | 118 | 167 | 213 | 222 | 230 |

# ■離島漁業再生支援交付金事業の実施状況

|                | 年 度                                     | H21       | H22   | H23    | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29 | H30 |
|----------------|---|-----------|-------|--------|-------|---|-------|-------|-------|-----|-----|
|                | 実施市町村数                                  | 2         | 5     | 5      | 5     | 5   | 5     | 5     | 5     | 2   | 5   |
| 集洛協定の締<br>結状況等 | 集落協定数                                   | 6         | 6     | 6      | 6     | 6   | 6     | 6     | 6     | 8   | ∞   |
|                | 集落協定参加漁業世帯数                             | 1,404     | 1,362 | 1,310  | 1,255 | 1,404 1,362 1,310 1,255 1,218 1,160 1,127 1,065 | 1,160 | 1,127 | 1,065 | 066 | 952 |
| 集落協定に基づき事権され   | 漁場の生産力向上の取組                             | 28        | 29    | 30     | 30    | 52  | 53    | 22    | 21    | 19  | 19  |
| た取組数           | ※集落の創意工夫による取組                           | 15        | 15    | 14     | 19    | 23  | 19    | 18    | 13    | 18  | 18  |
| 1 0 0 0 0      | 1 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | 10 -1, 17 | 1     | 117740 |       | ŀ   |       |       |       |     |     |

※H27~対象行為の変更に伴い「漁場の再生に関する実践的な取組」に変更

### ■ライセンス制承認状況

|       | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| サクラマス | 984 | 948 | 856 | 792 | 751 | 664 | 634 | 625 | 290 | 634 |
| 秋サケ   | 189 | 152 | 150 | 142 | 140 | 133 | 133 | 131 | 125 | 112 |
| 地区数   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   |

#### [点検]

漁村は漁業者をはじめ地域住民の生活の場であるとともに、漁業や水産加工業の発 展の基盤となっており、生活環境の整備など漁村を快適で住み良いものとすること は、担い手の定着や水産業・漁村地域の発展を図るために欠かせないものである。

るなど、都市住民等との交流の場としての役割を担っていることから、水域や漁港施 また、漁村地域は、自然環境や新鮮で良質な水産物などを求めて多くの人々が訪れ 設の利用について、適正な利用や安全に関する啓発等が必要である。

#### 「効果」

漁港施設の機能保全計画を策定し、機能保全工事を実施するほか、耐震岸壁の整備 や護岸の嵩上げなど漁港や海岸施設の防災・減災機能の強化が進んでいる。また、漁 業者と遊漁者等の協議の場を設けたり、漁港使用時の留意事項を周知するなど、住み

よい漁村づくりが進められている。

一方、漁船性能の向上や海難防止の普及・啓発による意識の浸透などにより、船舶 海難及び人身事故ともに減少傾向にある。

震や津波、局地的な集中豪雨による土砂や流木の発生など、自然災害が多発する傾向 漁港施設は進行する老朽化への対策に継続して取り組む必要があるほか、近年、 にあることから、漁港や海岸の防災機能を更に強化する必要がある。 また、離島における漁業生産力の向上や、水域及び漁港施設等の利用に関し、漁業 者や遊漁者など関係者間の協議・調整を継続していくことが必要である。

#### 10

### (道民の理解の促進)

情報の 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、 学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。 提供、 第19条

## 主な施策課題と取組状況】

[水産業・漁村についての総合的な P R 活動の展開]

- ○小中学生を対象に、漁協青年部や女性部、漁業士と連携して、食育のための出前授業
- ○消費者の水産業に関する知識を深めるため、北海道の水産に関するクリアファイルを 作成・配布するなどPR活動を実施

# (水産業の振興に関する技術の向上)

出 間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及 第20条 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、道、大学、 その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 主な施策課題と取組状況】

〔試験研究機関等と連携した水産業の技術開発や調査研究の推進〕

○試験研究に対する多様な道民ニーズや社会情勢の変化に対応した共同研究や受託研究 を実施

[地域ニーズに対応した技術普及の推進]

- ○技術普及の体制として道内24カ所に水産技術普及指導所及び支所を配置。
- ○全道6海域に総括及び主任普及指導員を配置して広域課題に対応しているほか、水産 試験場や関係機関との連携を強化するなど効率的に技術を普及。

### (情勢変化等)

## ■出前授業の実施状況 [道]

|     |      |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       | •   |      |       |
|-----|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------|-------|
| Н30 | 参加人数 | 20    | 15  | 24  | 313 | 66  | 439 | 58  | 116 | 189 | 369 | 579   | 382 | 481  | 3,084 |
|     | 回数   | 1     | 1   | 3   | 15  | 4   | 3   | 3   | 3   | 2   | 8   | 14    | 19  | 6    | 85    |
| H28 | 参加人数 | 0     | 6   | 393 | 217 | 157 | 448 | 9/  | 160 | 256 | 286 | 247   | 127 | 1000 | 3.376 |
|     | 回数   | 0     | 1   | 5   | 12  | 5   | 3   | 4   | 5   | 5   | 9   | 4     | 9   | 6    | 65    |
| H25 | 参加人数 | 44    | 114 | 429 | 151 | 200 |     | 198 | 83  | 159 | 87  | 119   | 113 | 553  | 2.250 |
|     | 回数   | 4     | 2   | 9   | 8   | 2   |     | 9   | 2   | 2   | 3   | 3     | 7   | 5    | 53    |
|     |      | 水産林務部 | 石狩  | 後志  | 一型  | 液島  | 胆振  | 副   | 十勝  | 釧路  | 根室  | オホーツク | 沿谷  | 留萌   | 111   |



(出前授業の様子)

### ■研究ニーズ要望数の推移

|     | 増殖 | 資源管理 | 担い手育点 |
|-----|----|------|-------|
|     |    |      |       |
| Н30 | 49 | 64   | 18    |
| H28 | 46 | 26   | 16    |
| 25  | 51 | 119  | 48    |

**資源管理部門** 

資源增殖部門 加工利用部門

| 推移 |
|----|
| 6  |
| 数  |
| 翩  |
| 黜  |
| 重  |
| 焸  |
| 及  |
| 丰  |
|    |

|         | H25 | H28 | H30 |
|---------|-----|-----|-----|
| 増殖      | 99  | 49  | 38  |
| 資源管理    | 57  | 44  | 51  |
| 担い手育成   | 23  | 16  | 15  |
| 養殖      | 17  | 22  | 24  |
| 漁場環境・保全 | 16  | 12  | 12  |
| 種苗生産    | 12  | 11  | 13  |
| 漁業経営    | 21  | 14  | 14  |
| 流通・加工   | 0   | 0   | 0   |
| 情報関連    | 22  | 14  | 14  |
| 스타      | 234 | 182 | 181 |
|         |     |     |     |

48 191

15 26

さけます部門

内水面部門

200 39 23

259

温

れてきた。

条例がめざす目的や基本理念を実現するためには、水産業や漁村の果たしている役

点検】

割について、広く道民が理解を深めていくことが重要であり、施策の推進に当たって

は、道民の理解と協力を得ることが必要である。

水産資源の持続的な利用や維持・増大、高付加価値化などの取組には、海洋環境や

資源変動の把握、生態の解明、増養殖や水産加工などに関する知識の向上や技術の開

発が不可欠である。

円握など地域ニーズに対応した調査研究を進め、資源増大や資源管理の高度化が図ら

水産業は道の基幹産業の一つだが、漁業生産の現場は普段目にする機会が少ないことなどから、道民によく知られていない。水産業の振興を図るためには、水産業・漁

生産・放流事業の低コスト化など技術の高度化、さらには、未利用資源や水産系廃棄

全道各地において、小中学生に対する出前授業などにより、水産業・漁村に関する

マツカワやニシンなどの栽培技術やスケトウダラやホッケなどの資源状況の 学習を実施し、水産業への理解や食育の促進を図っている。 また、マツカワやニシンなどの栽培技術やスケトウダラや

水産業の発展には海域や魚種の特性に応じた、より精度の高い資源評価手法や種苗 村や水産物に対する一層の道民理解と協力が必要である。

物の有効利用など、様々なニーズの変化に対応していくことが必要である。